外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社に係る特定所得の金額の計算等に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	(　　)

外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社の名称	1		事業年度	2	・　・ ・　・

特定所得の金額の計算

固定資産の貸付けに係る収益	固定資産(無形資産等を除く。)の貸付けによる対価の額の合計額	3	
	(3)のうち主としてその本店所在地国において使用に供される固定資産(不動産及び不動産の上に存する権利を除く。)の貸付けによる対価の額((6)に該当するものを除く。)	4	
	(3)のうちその本店所在地国にある不動産及び不動産の上に存する権利の貸付けによる対価の額((6)に該当するものを除く。)	5	
	(3)のうち一定の要件を満たす部分対象外国関係会社が行う固定資産の貸付けによる対価の額	6	
	(3)－((4)＋(5)＋(6))	7	
	(7)に係る直接費用の額の合計額((9)に該当するものを除く。)	8	
	(7)に係る償却費の額	9	
	(8)＋(9)	10	
	(7)－(10) (マイナスの場合は0)	11	
	償却費計算上の適用法令	12	本邦法令・外国法令
無形資産等の使用許諾に係る収益	無形資産等の使用料の合計額	13	
	(13)のうち部分対象外国関係会社が自ら行った研究開発の成果に係る無形資産等の使用料	14	
	(13)のうち部分対象外国関係会社が取得をしその事業の用に供する無形資産等の使用料	15	
	(13)のうち部分対象外国関係会社が使用を許諾されその事業の用に供する無形資産等の使用料	16	
	(13)－((14)＋(15)＋(16))	17	
	(17)に係る直接費用の額の合計額((19)に該当するものを除く。)	18	
	(17)に係る償却費の額	19	
	(18)＋(19)	20	
	(17)－(20) (マイナスの場合は0)	21	
	償却費計算上の適用法令	22	本邦法令・外国法令

無形資産等の譲渡損益	無形資産等の譲渡に係る対価の額の合計額	23	
	(23)のうち部分対象外国関係会社が自ら行った研究開発の成果に係る無形資産等の譲渡に係る対価の額	24	
	(23)のうち部分対象外国関係会社が取得をしその事業の用に供する無形資産等の譲渡に係る対価の額	25	
	(23)－((24)＋(25))	26	
	(23)に係る原価の額の合計額	27	
	(27)のうち部分対象外国関係会社が自ら行った研究開発の成果に係る無形資産等の譲渡に係る対価の額に係る原価の額の合計額	28	
	(27)のうち部分対象外国関係会社が取得をしその事業の用に供する無形資産等の譲渡に係る対価の額に係る原価の額の合計額	29	
	(26)に係る直接費用の額の合計額	30	
	(26)－(((27)－(28)－(29))＋(30))	31	
異常所得	税引後当期利益の額	32	
	(別表十七(三の三)「10」＋「22」＋「31」＋(「34」－「37」)＋「42」＋「49」＋「52」＋「62」)＋(3)＋(13)＋((23)－(27))	33	
	(32)－(33) (マイナスの場合は0)	34	
	所得控除の金額　総資産の帳簿価額	35	
	所得控除の金額　人件費の額	36	
	所得控除の金額　減価償却費の累計額	37	
	所得控除の金額　((35)＋(36)＋(37))×50%	38	
	(34)－(38) (マイナスの場合は0)	39	

部分適用対象損失額の内訳

事業年度	控除未済部分適用対象損失額	当期控除額	翌期繰越額 (40)－(41)
	40	41	42
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
計			
当期分			
合計			